

平成25年度 飯山市住宅リフォーム工事支援事業

住宅リフォーム工事費を補助します。

I 事業概要

地元経済の活性化を図るとともに、市民の住環境の向上のため、市民の皆さんが行う地元業者による個人住宅のリフォーム工事に要する費用の一部を補助します。

II 平成25年度予算額・募集件数

応募の機会を2回に分けて募集します。(1回目は100件、2回目は50件の募集)

第1回目(5月) 募集予算額 1,000万円

第2回目(8月) 募集予算額 500万円 合計1,500万円

III 応募方法

平成25年度中に予定する工事の概要等必要事項を記入の上、「往復はがき」により応募してください。(詳しくは裏面をご覧ください)

応募数が募集件数を超えた場合は、抽選会(優先で採択した応募者除く)で該当者を決定します。

往復はがきで応募後、市から、抽選する順番等を返信はがきにてお送りします。

IV リフォーム支援工事補助金の対象とする要件

補助対象要件は、以下1~3のすべてに該当する必要があります。

1 申請できる人

- ①飯山市内に住民登録している人
- ②対象となる住宅の所有者(親族名義含む)
- ③市税等の滞納のない人(市民税・固定資産税・軽自動車税・国保税)
- ④対象となる住宅の建築又は取得に対し市から補助金を受けていない人
- ⑤今までに本補助金の交付を受けていない人

2 対象となる住宅

市内にある個人住宅で次のいずれかのもの

- ①自己又は家族の居住に供する住宅
- ②店舗等の併用住宅は住宅部分
- ③マンションの場合は自己所有専有部分

3 対象となる工事

- ① 住宅の増築・改築・模様替え・補修・設備改善工事（別紙の工事例を参考）
※設備工事を施工される方で下水道及び集落排水へのトイレ管路のつなぎ込又は既につなぎ込みのされている住宅で、トイレ管路を増設する工事の場合は優先的に採択します。
- ② 交付決定日以降に行う工事であること。
- ③ 対象工事費が20万円以上であること。
- ④ 平成26年3月31日までに工事が完成し、同日までに市へ実績報告の提出ができること。
- ⑤ 飯山市内に本社がある住宅関連業者（個人事業者含む）が施工する工事
- ⑥ 今までに本補助金の交付を受けていない住宅
- ⑦ 市の他の補助金又は公的機関の補助金等を受けていない住宅の工事

V 補助額の算定

- ① 対象工事費の30%以内
- ② 補助限度額10万円まで

（補助金計算例）

例1) 対象工事費19万円 補助対象外

例2) 対象工事費20万円×0.3=6万円 補助額6万円

例3) 対象工事費34万円×0.3=10万2千円 補助額10万円

※対象工事費は消費税込みの額

※補助額に千円未満の端数がある場合は切捨て

VI 申請等の流れ

1 往復はがきによる応募

（1）往復はがきによる受付

○はがき受付期間

第1回目 平成25年5月1日～5月15日の間（最終日の消印有効）

第2回目 平成25年8月1日～8月15日の間（最終日の消印有効）

※応募は1回の募集につき1人1回限りです。

（第1回目の抽選でもれた方で、第2回目に応募される方は1回目の応募と同様に往復はがきでの申し込みが必要です。）

【往復はがきの記入事項】

- ・往信の表面（宛名）

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1

飯山市役所 いいやま住んでみません課住宅係行

- ・往信の裏面（所要事項記入）

応募者の ①住所（集落名） ②氏名 ③電話番号 ④工事内容（主な工事概要）

※該当数の採択要件として、応募の工事内容が下水道及び集落排水へのトイレ管路つなぎ込み又はトイレ増設工事の場合は、優先的に採択しますので、工事内容に「下水道トイレ管路つなぎ込工事が（ある・ない）」と記入し、必ずどちらかを○で囲んでください。

なお、採択後補助要件に該当しない事実が生じた場合は、止むなく交付を取り消しとさせていただきます。

⑤市内の施工業者名（業者所在地も記入） ⑥概算全体工事費（消費税含）

⑦予定工期 ⑧住宅の所有者（申請者との続柄も記入）

- ・返信の表面（宛名）：応募者の住所・氏名

- ・返信の裏面（文面）：無記入

【次ページへ続く】

(2) はがきの記入例

往 信

表面

切手

389-2292

飯山市役所
飯山市大字飯山一〇一
いいやま住んでみません課住宅係
行

裏面

- ① 飯山市大字〇〇 〇〇番地
(集落名〇〇)
- ② (氏名〇〇 〇〇)
- ③ (電話〇〇-〇〇〇〇)
- ④ 1)下水道トイレつなぎ込み工事
(ある・ない)
2)上記以外の工事(増築、雨ど
よの修理、屋根の塗装等)
- ⑤ 〇〇建築
(業者住所 飯山市 大字〇〇
〇〇番地)
- ⑥ 230万円
- ⑦ H25.7.1~H25.9.30
- ⑧ (住宅所有者氏名〇〇〇〇)

返 信

表面

切手

389-〇〇〇〇

飯山
太郎
様

申請者
宛先

飯山市大字飯山二三四・五

裏面 (記入しない)



2 応募の受付

応募件数が募集件数を超えた場合は、抽選会を行いますので応募受付後、抽選する順番等を返信はがきにてお送りします。

下水道等のトイレ管路のつなぎ込工事を含む応募者へは、補助金募集件数として採択が優先されますので、各回の受付期間終了から1週間以内に、交付申請書等を郵送します（下水工事応募者が募集件数以内の場合に限る）。

また、応募数が募集件数以内の場合は、抽選会は開催することなく、交付申請書を応募者宛に郵送します。



3 抽選会について

採択件数：第1回目100件、第2回目50件です。

抽選件数：

抽選件数は募集件数から下水等つなぎ込み工事応募者数を除いた数となります。
なお抽選順は申請受付順（返信はがきに抽選順記載）となります。

(1) 抽選会（返信はがきを 持参でお越し下さい）

○開催日 第1回目 平成25年5月29日（水）午後1時30分～
第2回目 平成25年8月28日（水）午後1時30分～

○会場 飯山市公民館講堂（2階）

○抽選する方は、申請者本人・家族・代理人等どなたでも結構です。

当日都合がつかない場合は、前日までに「問合せ先 いいやま住んでみません課 住宅係 電話 62-3111」までご連絡ください、抽選については、市が代理で行います。

抽選会で該当となった方には、交付申請書等をお渡しします。

(2) その他

該当者になった場合でも、補助要件等に該当しない事実が生じた場合は、補助を受けられません。



4 補助金交付申請について（申請者→市）

(1) 工事着手前の申請に限ります。

(2) 申請書に必要事項を記入し次の書類を添付してください。

- ① 対象住宅の位置を表示した図
- ② 住宅リフォーム工事に要する費用の見積書（写しでも可）
- ③ 工事前の現況写真（住宅外観写真1枚及び工事予定箇所の写真）
- ④ 住宅リフォーム工事の計画図（計画図を作成する場合）
- ⑤ その他必要書類

※ 個人情報の取得に関し同意のない場合は、住民票・市税の完納証明書・住宅の所有者が分かる書類も添付してください。

(3) 交付申請提出期日

第1回目交付対象者：平成25年6月28日（金）

第2回目交付対象者：平成25年9月30日（月）

※飯山市役所いいやま住んでみません課まで提出をしてください。（郵送不可）



5 補助金交付申請の審査（市）

提出された申請書類の内容審査及び工事着手前の現場確認を行います。



6 補助金交付決定通知（市→申請者）

申請書類の内容審査及び現場確認が完了した後、補助金の交付の可否及び交付額を決定し申請者に文書で通知します。

（市のホームページにも書類様式を掲載します。）



7 工事着手（申請者）

補助金の交付決定を受けてから施工業者と契約し工事を着手してください。

※交付決定前の施工は認められません。



※事業変更の場合は、事業変更承認申請書
中止の場合は、事業中止（廃止）承認申請書
遅れる場合は、事業遅延等報告書をすみやかに提出してください。

8 工事完了に伴う実績報告（申請者→市）

- （1）工事が完成し、工事代金の支払いが済みましたら実績報告書を提出してください。
- （2）実績報告書には次の書類を添付し、工事完了後 30 日以内又は平成 25 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。
 - ①住宅リフォーム工事の施工者との契約書及び施工者の発行した領収書の写し
 - ②対象となる工事部分の施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- （3）実績報告書の事業完了年月日は、施工者の発行した領収書の領収日としてください。



9 実績報告の内容審査（市）

実績報告書の審査し、必要に応じて現場確認を行います。



10 補助金交付請求書（申請者→市）

補助金交付請求書をご提出ください。補助金を指定の口座に振込みます。



事故の無い安全施工を！

お問合せ先
市役所（2階）いよいよま住んでみません課 住宅係
電話 62-3111 内線 252

(別紙 工事例)

飯山市住宅リフォーム工事支援事業
対象工事・対象外工事の例

○対象工事（経費）の例

全般	住宅の一部増築・改築工事（前年度までに本事業により補助を受けた住宅は対象外） （市の他の制度による補助対象となるものは対象外）
外装工事	屋根の葺き替え、塗装、断熱等の工事
	屋上等の防水の修繕工事、バルコニーの設置、修繕、防水工事
	屋根の融雪装置の設置工事（市の他の制度による補助対象となっていないもの）
	外壁の補修、張替え、塗装、断熱、防音等の工事
	雨樋の修繕、設置等の工事、雪止め金物の設置
	窓ガラス、サッシの修繕、入れ替え工事
	雨戸の設置工事、網戸の修繕、入れ替え工事
土台・基礎の補修、設置工事	
内装工事	壁、床、天井等内装材の修繕、張替え、断熱工事
	間仕切り壁の新設工事
	畳の表替え・畳の入替え、襖の張替え・襖の入替え、障子の張替え・障子の入替え
	造作家具工事、造付家具の修繕、造付下駄箱の修繕
設備工事	下水道及び農業集落排水へのトイレ管路つなぎ込み工事又はつなぎ込み済の宅内トイレ増設工事（優先採択工事）
	トイレ器具交換等工事（優先採択される下水つなぎ込み管路工事に属さない）
	システムキッチン、床暖房、ユニットバス、洗面台等の設置工事
	流し台の修繕・入替え（コンロ台で容易に移動できる台は対象外）、吊戸棚の修繕・入替え
	給水、排水、ガス等の配管の設置、交換工事
	24時間換気システムの設置工事
	給湯器（ボイラー）の設置・交換工事
	防犯用設備の設置工事（製品の購入費は除く。）
	住宅改修に係る電化製品等の設置工事（備品とみなされる製品の購入費は除く。）
その他の工事	耐震補強工事（市の他の制度による補助対象となっていないもの）
	バリアフリー化工事（市の他の制度による補助対象となっていないもの）
	太陽光発電システム、太陽熱温水器の設置（他の補助対象となっていないもの）
	省エネ化に係る給湯器の設置工事（他の補助対象となっていないもの）
	アスベスト除却工事
	住宅改修に係る上下水道の付け替え、宅内配管の設置、電気の引き込み等の工事

○対象外工事（経費）の例

全般	工事に係る設計費
	賃貸住宅（アパート）の工事 別荘 別宅
	旅館や民宿の宿泊休憩の部屋部分等の工事 ただし、旅館や民宿の所有者が居住の用にしている部屋等の部分は対象
	庭園整備、門、塀、柵等の住宅本体以外の工事
	住宅から独立した、または住宅に併設した物置、倉庫、車庫の工事
	住宅の1階部分や基礎高部分が物置、倉庫、車庫の工事 ただし、住宅部分は対象。
	単に取壊しするためだけの工事
	工事を伴わない備品の設置
	家電製品等
家電製品の購入（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、照明器具など）	
エアコンの設置 FF暖房機の設置 石油ファンヒーター 家具の購入	
ガステーブル 単にIH（電磁調理器）のみの設置	
住宅用火災警報器の設置	
カーテンの取付・取替	

補助金交付申請書添付書類の例

- 1 対象住宅の位置を表示した図
A4サイズ1枚程度で住宅の位置が分かるように表示してください。
- 2 住宅リフォーム工事に要する費用の見積書
施工者(業者)で通常使用している見積書で結構ですが、出来るだけA4サイズとしてください。
見積書はコピーで結構です。
○○工事一式○○円ではなく、出来るだけ具体的に記入してください
対象外となるものは「対象外」と記入、合計欄には内対象経費「○○円」と記入してください。
対象経費合計の額を申請書の「3工事に要する経費」欄に記入してください。

例

見積書

○○様 (施主) ○○会社^印

内容	数量	単価	金額	備考
床張替え工事	○○	○○	○○○	
明細・・・	○○	○○	○○○	
テレビ 冷蔵庫	××	××	×××	対象外
屋根の塗装の塗替え	○○	○○	○○○	
明細・・・	○○	○○	○○○	
○○○	○○	○○	○○○	
計			△△△	
消費税			△△△	
合計			△△△	
内対象経費			○○○	
消費税			○○○	
対象経費合計			○○○	

- 3 工事前の現況写真
A4サイズ1枚当たり3枚～4枚程度の写真で、A4サイズ必要枚数分を添付してください。
デジカメから普通紙(A4サイズ)に印刷したものでも結構です。(出来るだけ鮮明に)
写真の最初の1枚は建物外観写真としてください。

例

A4サイズ

	建物外観
(修理予定箇所の写真)	(○○を○○に修繕)
(修理予定箇所の写真)	(○○を○○に工事)